

滋賀県認証局の自己署名証明書等のフィンガープリント

公的個人認証サービスにおいて、ICカードに格納された滋賀県認証局の自己署名証明書（認証局が自身を証明するために発行する証明書＝認証局の証明書。電子証明書を格納する際に併せて格納されます。）が、確かに滋賀県知事が発行した正しいものであるかどうかはフィンガープリントを照合することで確認できます。

フィンガープリントは拇印や指紋という意味で、自己証明書のデータから計算される数値です。ICカードに格納された自己署名証明書のフィンガープリントと、次のフィンガープリントが一致すれば、お手持ちの自己署名証明書は正規のものであるといえます。

平成25年7月30日以前に電子証明書を取得された方

ハッシュ関数	フィンガープリント
sha1	83 0D AE B1 9F 1E 28 BF 30 1D D0 DB 13 5D 01 6A AE B9 F7 66

平成25年7月31日以降に電子証明書を取得された方

ハッシュ関数	フィンガープリント
sha1	F9 13 9C 81 A1 74 3E 1D 6A F1 24 74 59 30 E0 F5 1F 0A 0D B4

注： sha1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」～「9」および「A」～「F」の文字の組合せで示されます。（「0」は数字のゼロであり英字の「オー」ではありません。）

ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類またはバージョンにより、大文字または小文字の相違、「：」またはスペースの付加等表示方法が異なることがあります。